事 業 コード 52330029

【1枚目】

コード3

006010201

事務事業名 介護保険料徴収事務	部 名 等 企 ī	画総務部	政策の柱基3 健やな	ふれるまちづくり		会計 介護保険事業	呆険事業特別会計(介護保険事業勘定)		
予算書の事業名 2. 賦課徴収費	課 名 等	脱務課	政 策 名 2 健康で		らせる社会の構築		款 1. 総務費		
事業期間 開始年度 平成12年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係名等 納	税係①	施 策 名 3.豊かな長	長寿社会の	実現		項 2. 徴収費		
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名 大	森聡	聡 区 分なし				1. 賦課徵収	収費	
	電話番号 0765	5-23-1008	基本事業名介護保険サー	-ビスの充乳	 実				
◆事業概要(どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)					実	漬		計画・目標	
介護保険料を徴収する。				単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護保険加入者	① 対:-	賦課件数		件	12, 654	12, 88	13, 300	13, 600	13, 600
対象	◆ \$ ② 指 ②	介護保険料(現	年分)	千円	721, 183	725, 58	926, 600	930, 000	935, 000
	124	翌年度に繰越さ	 れた滞納金額	千円	18, 281	13, 30	18, 000	18, 000	18, 000
<平成23年度の主な活動内容> 介護保険料の徴収		督促状の発送件	数	件	1, 549	1, 21	1, 300	1, 300	1, 300
<mark>手</mark> <mark>段</mark> *平成24年度の変更点	動 ② 賦課件数標			件	12, 654	12, 88	13, 300	13, 600	13, 600
なし	3			件					
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 介護保険料を納めてもらう。	成!-	滞納繰越分の収	納率	%	12. 2	10.	2 15.0	15. 0	15.0
意 図	果指 2 標 - 3	現年度分の収納	率 	%	99. 3	99.	2 99.5	99. 6	99. 6
そののののでは 介護保険事業制度が公正、円滑に運営される。 結果 異	↑成果	指標が現段階で	取得できていない場合、その	の取得方法	を記入				
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)		(1)国	・県支出金	(千円)	0		0 0	0	0
平成12年度から国の制度として始まった。		源 (2)地		(千円)	0		0 0	0	0
		als	の他(使用料・手数料等)	(千円)	1, 396	1, 46		1, 467	1, 467
			般財源 (決算)額((1)~(4)の合計)	(千円) (千円)	0 1, 396	1. 46	0 0	1, 467	1, 467
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の	7変化かど)		事業に携わる正規職員数	(人)	1, 390	1, 40	8 8	1, 407	1, 407
高齢者の増加、介護サービスの多様化に伴い、3年毎の制度見直しの際に保険料率が高くなっている。	/ 火山·なこ/		事業の年間所要時間	(時間)	420	42	20 420	420	420
また、制度発足当初から本制度に対する市民の根強い不信感と不満がある。			費 (②×人件費単価/千円)	(千円)	1, 766	1, 76		1, 766	1, 766
			芝に係る総費用 (A+B)	(千円)	3, 162	3, 22	27 3, 233	3, 233	3, 233
		(参考)	人件費単価	(円@時間)	4, 205	4, 20	05 4, 205	4, 205	4, 205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)					る内容又は把握し	ていない理由の記	2入欄)		
保険料が高すぎる、保険料算定方法は不平等だ、保険料を年金から引いてほしくない、など制度自体に対する市	市民からの不平・不満 か	0	把握している → 調:	査していな	lv.				

部・課・係名等 コード1 01050100

政策体系上の位置付け

コード2

523003

予算科目

1. 施策への直結度(事務事業	の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	*	評価結果の総括と	今後の方向性				
● 直結度大 保険料の	O公正、適正な賦課徴収は制度の根幹をなしている。	(1	1) 評価結果の総括					
○ 直結度中 説明			① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は	再設定の余地あり		
○直結度小			② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余	地あり		
2. 市の関与の妥当性(なぜ市か	が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)		③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の	余地あり		
● 法令などにより市による?	実施が義務付けられている		④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の	適正化の余地あり		
○ 法令などによる義務付けび 難) なため、市による実施	はないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困 施が妥当	(2	 今後の事務事業 ■ 現状のまま 	の方向性 (又は計画どお	り)継続実施		年度	
○ 民間でもサービス提供は「	可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当		○ 終了	〇 廃止	〇 休止			
○ 市が実施しているが、関	与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当		○ 他の事務事	業と統合又は連	携			
○ 既に目的を達成している。	ので、市の関与を廃止が妥当		○ 目的見直し					
根拠法令等を記入 介護保険法、	、市介護保険条例		○ 事務事業の	やり方改善				
3. 目的見直しの余地(【対象】	と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)							
現状の対象と	と意図は適切であり、見直しの余地なし。	★改	女革・改善案 (いつ、	どのような改革	些・改善を、どういう	手段で行うか)		コストと成果の方向性
説			国税。!	県税、他市町村 等	等との連携をさらに進	め、効率的な徴収事務	体制を構築していく。	コストの方向性
なし 明								
【有効性の評価】			次年度 (平成24					
4. 成果向上の余地 (成果の目標	票は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)		年度)					維持
成果向上の分	余地なし。							
説		実						
なし		施予						
		定	国税。県	·税、他市町村等。	との連携をさらに進め、	効率的な徴収事務体制を	:構築していく。	成果の方向性
5. 連携することで、今より効果	果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	時期						
連携すること	とで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。	791						
説			中・長期的					
なし 明			(3 ~ 5					維持
			年間)					
【効率性の評価】								
	住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)							
最低限必要な	な事業費で実施している。	<u> </u>						
説								
なし <mark> 説</mark>		*-	- 次評価(課長総括	評価)				
					村に比べ多く施設サー	-ビスの基盤が充実して	いることなどから、介護サービ	スの利用者が
7. 人件費の削減の余地(今の)	業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)		こ、保険給付費は増		あしか 7 人鎌 旧 吟り 1-	- ヘいて トロの理解ナ	求めながら、市条例等に基づく	二次評価の要否
	な人件費で実施している。		「護体陝争未の女正 果徴収に努める必要:		源 C はる月 設体(内科)、	- ンいて、仕口の埋阱を	小切ながり、川木内寺に奉づく	ДД - ДТ / Д
詩								
なし 説 明								
								不要
【公平性の評価】								
	受益の機会が偏っていて不公平でないか)							
	市の義務である。	★ .	二次評価 (経営戦略	会議評価)				l
説								
なし 明								
9. 受益者負担の適正化の余地	(県内他市と比較し、適正な水準か)							
	市の義務である。							
説								
平均明明								
		Щ.						

事 業 コード 52330032

事務事業名 介護保険料還付事務

【1枚目】

コード3

会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)

006050101

予算書の	事業名	1. 第一号被保险	食者保険料還 付	寸金			課名	等	税務課	政 策 名 2	2 健康で安/	心して暮ら	らせる社会の構築		茅	数 5. 諸支出金	Ì	
事業期間	開始年度	平成12年度	終了年度	当面継続	業務分類	5. ソフト事業	係名	等	納税係①	施 策 名 3	3. 豊かな長	寿社会の第	実現		Į	項 1. 償還金及	び還付加算金	
実施方法	① 1. 指定	定管理者代行 () 2. アウトソー	ーシング 〇 3	. 負担金・補助金	★ 4. 市直営	記入者氏	名	大森 聡	区 分を	îL					1. 第 1 号被	保険者保険料還付:	
							電話番	号 (0765-23-1008	基本事業名	↑護保険サー	ビスの充乳	 実					
◆事業概要 (a	どのような事	業か。事業の内	容、業務の手	順など)									実績	責			計画・目標	
介護保険料過	誤納付金の還信	付を通じ、被保) 険者(65歳	以上の1号被保	除者)の負担の	適正化を図る。						単						
												位	22年度	23年度		24年度	25年度	26年度
			-	《人や物、自然》					- 「① 保険料還付対	才象件数		件	1, 010	9	92	1, 000	1, 000	1, 00
	保険に加入し	ノ(いる00戚以_	Eの被保険有	(1号被保険者)	1			対				. + +			- + -			
対								→ 象指	2									
								標	<u> </u>			· 			- + -			
									3									
<平成23年	度の主な活動	カ内容>							 ① 保険料還付件	- *h		件	930	0	38	950	960	97
介護保険料	の還付							活		· 女X ·		1+	930		30	950		
手								動										
段 * 平成24年 なし	度の変更点							指標				. + +						
* C									3									
(この事務	事業によって	、対象をどの。	ように変えるσ	Dカ ₁)					 									
		かに還付する。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,					① 年度内還付率	<u> </u>		%	92. 1%	94.	6%	95. 0%	96. 0%	97. 0
意								1.2	 			-			- t -			
図								指標	¦						_			
									I I ③									
< ## # の D	指すすがた>							* -		で取得できていない	、担人 この	斯祖士 进。	÷.≘1.1					
~		。 被保険者の負担	日の公平化を図	る。				1 /2	以未拍標 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	で取得できていない	物音、てい	以付刀伝	を記入					
結																		
米																		
◆この事務事 平成12年度介記			からどのよう	なきっかけで始	まったか)				財旨	国・県支出金		(千円)	0		0	0	0	
. 灬上午及月前	以外外的汉州	/H							1035))地方債))その他(使用料・3		(千円)	695	6	33	1, 200	1, 200	1, 20
									訳()一般財源		(千円)	0	-	0	0	0	1, 20
										予算(決算)額((1)~(4		(千円)	695	6	33	1, 200	1, 200	1, 20
◆開始時期以復	後の事務事業	を取り巻く環境	の変化と、今	後予想される環	境変化(法改正	、規制緩和、社会情勢	中の変化など	.)	①事	務事業に携わる正規	職員数	(人)	1		1	1	1	
長寿化の進展し 重要である。	こより1号被保	R 険者数、介護詞	認定者数は増加	叩しており、介詞	護サービス利用も	増大する中で、介護	保険料還付	事務の適正	Eな執行は ②事	務事業の年間所要時	間	(時間)	180	1	80	180	180	10
主女(める。										人件費(②×人件費		(千円)	757		57	757	757	42
										事業に係る総費用		(千円)	1, 452	1, 3		1, 957	1, 957	1, 62
▲古民の業人	わじかとの声で	胡,妾良 /桓亚	**の利用では	カノ 中歌に中	せられた意見・	新田子、ビナラコー				考) 人件費単価 内他市の実施状況		(円億時間)	4,205	4,2		4, 205	4, 205	4, 20
		望・ 意見(担当 制度全般につい			でもれた思見・1	貝间 (など)			◆男	や門他中の美胞状況			る内容又は把握して 被保険者が死亡した				bれる。	
Tribed the led a	21 100 101001			. •					() 把握している	→	0			0			
											'							
									'	● 把握していない								

部・課・係名等 コード1 01050100

企画総務部

部 名 等

政策体系上の位置付け

政 策 の 柱 基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり

523003

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)	★ 評価結果の総括と今後の方向性	
● 直結度大 適正な保険料還付により、被保険者の負担の公平化を図る。	(1) 評価結果の総括	
○ 直結度中 <mark>説</mark>	① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
○直結度小	② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり	
2. 市の関与の妥当性(なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
● 法令などにより市による実施が義務付けられている	④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	5 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当	(2) 写版の事務事業の万円性	
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当	○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当	●他の事務事業と統合又は連携	
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	○目的見直し	
か	○ 事務事業のやり方改善	
IARMA I T C BLX		
3. 目的見直しの余地(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)		
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	★改革·改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	ストと成果の方向性
**	普通徴収被保険者に対してより一層の口座振替制度の普及を図る。	コストの方向性
a なし <mark>明</mark>		
【有効性の評価】	】 次年度	
4. 成果向上の余地(成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	(平成24	維持
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	年度)	中性 1寸
なし 説		
H	予	
	定 多大な労力を要する還付口座の照会事務簡素化を検討していく。 時	成果の方向性
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)		
介護保険料をはじめ後期高齢者医療保険料、国民健康保険税の年金からの特別徴収が始まっているので介護・	中・長期	
後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の賦課、還付は一体的に処理できるよう制度の見直しが必要と思われ あり る。被保険者にとってもワンストップ窓口化により利便性が高くなる。	的	
あり 明	(3~5	維持
	年間)	
【効率性の評価】	'	
6. 事業費の削減の余地(仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	1	
事業者は計上していない。		
a なし <mark>説</mark> iii	★一次評価 (課長総括評価)	
94	プーパー	T1)
	塩川 対が・増加してのり、他の该別向部付益が、保険付、国体化の塩刊 争符と可じて、効学的な美能力 広寺に ついて 候削してきたい。	二次評価の要否
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	1 1	
年金特徴の開始により、事務量が増加しており、削減は不可能である。		
なし。説		
g		不要
		113
【公平性の評価】		
8. 受益機会の適正化の余地(受益の機会が偏っていて不公平でないか)		
還付に関しては特定受益者・負担はない。	★二次評価(経営戦略会議評価)	
説		
なし <mark>明</mark>		
。 型件業品和の変更化の企业(用由原本上に終し、変更を支援を		
9. 受益者負担の適正化の余地(県内他市と比較し、適正な水準か) 還付に関しては特定受益者・負担はない。		
返りに関しては付定文面目・見程はない。		
平均 説		
「Table Billing Billi		

事業コード

52330002

【1枚目】

001030102

事務事業名 介護保険施設整備事業補助事業	部名等	I	民生部	政策の柱基3 健やた	いで笑顔あ	ふれるまちづくり		会計 一般会計		
予 算 書 の 事 業 名 8. 介護老人保健施設整備費借入金利子補給事業、9. 特別養護老人ホーム施設整事業補助金、10. 地域介護福祉空間整備事業	講 名 等	社会	会福祉課	政 策 名 2 健康で	安心して暮	らせる社会の構築		款 3. 民生費		
事業期間 開始年度 平成10年度 終了年度 平成37年度 業務分類 4. 負担金・補助金	係名等	介記	護保険係	施 策 名 3.豊かな	長寿社会の	実現		項 1. 社会福祉	費	
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営	記入者氏名	濱田	田剛宏	区 分なし				目 2. 老人福祉	費	
	電話番号	0765	5-23-1148	基本事業名 介護保険サー	-ビスの充	実				
◆事業概要(どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)						実網	ti.		計画・目標	
事業者による介護保険施設等の整備に対し、補助金の交付、または、借入金の利子補給を行う。					単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護サービス事業所を運営している法人		対 -	介護サービス	事業者	法人	16	16	16	16	16
対象										
< 平成23年度の主な活動内容> 特別養護老人ホームへの建設費、スプリンクラーの設置費、小規模多機能型居宅介護事業所及び介護あ	んしんアパート	1	補助金額		千円	19, 028	18, 418	10, 333	10, 333	10, 333
の建設費に対する補助金の交付。 <u>・・介護老人保健施設整備費の借入れに対する利子補給の交付。</u> 段 *平成24年度の変更点 特になし		西 動 指 標	利子補給額		千円	2, 655	2, 474	2, 292	2, 111	1, 929
		3								
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 健全な施設運営により介護保険サービスの充実を図る。		成!_	特別養護老人7	トーム・介護老人保健施設数	施設	7		7	7	
意 図		果! ② 指! -	スプリンクラー	- 設置済グループホーム数	施設	2	3	4	4	4
			小規模多機能型	型居宅介護事業所数	施設	1	2	2	2	2
そ < 施策の目指すすがた > の 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。 結 果		↑成果	指標が現段階で	取得できていない場合、その	の取得方法	を記入				
◆この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			(1)E	国・県支出金	(千円)	6, 695	8, 085	0	0	C
平成12年に介護保険制度が開始したが、要介護認定者数の増加に伴い介護保険施設整備が必要となった。 グループホームの火災事故発生によりスプリンクラーの設置が義務付けられた。			101	也方債	(千円)	0	0		0	0
			言尺	その他(使用料・手数料等) 一般財源	(千円) (千円)	0 14, 988	12, 807		12, 444	12, 262
			100	算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	21, 683	20, 892		12, 444	12, 262
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情報	情勢の変化など)			事業に携わる正規職員数	(人)	2	2	. 2	2	2
高齢化社会の進展に伴い、更なる要介護者の増加が見込まれ、介護施設の需要が高まることが考えられる。			②事務	事業の年間所要時間	(時間)	260	240	60	60	60
			B. 人	件費 (②×人件費単価/千円)	(千円)	1, 093	1, 009		252	252
				業に係る総費用 (A+B)	(千円)	22, 776	21, 901		12, 696	12, 514
)人件費単価	(円@時間)	4, 205	4, 205	-,	4, 205	4, 205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 介護保険料が高いので、これ以上介護保険施設を建設しないで欲しい。(市民) 在宅では介護をすることができないので、永続的に入所できる施設を求める(市民) 見守りを必要とする、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯への対応が必要である。(市民・民生委員)			0	把握している → 介保	護保険事業	<mark>vる内容又は把握して</mark> 計画は各保険者にて iられている。		<mark>入欄)</mark> あり、その中で、介記	護保険施設をどう整 位	備するかは、各
				把握していない						

部・課・係名等 コード1

02020300

政策体系上の位置付け

523003

予算科目

1.	施策への	直結度	(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
大	直結度直結度直結度	Þ	建設費等を補助することで、事業所が健全に運営されることになり、意図の「介護保険サービスの充実を 説図る。」ことにつながり、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供さ れる。」ことに結びつく。
2.	<u> </u>		生(なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
			り市による実施が義務付けられている
民間			る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困市による実施が妥当
可	● 民間で	もサー	ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
能	○市が実力	施して	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
			成しているので、市の関与を廃止が妥当
根	拠法令等を	記入	
3.	目的見直し		地(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)
	なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
	有効性の)評句	
4.	成果向上の	余地	(成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)
	なし	説明	成果向上の余地なし。
5.	連携するこ	とで.	今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
			連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
	なし	説明	
[効率性の評	平価】	
6.	事業費の削	減の分	地(仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
			要綱により補助基準額が決まっている。
	なし	説明	
7.	人仕費の	削減の	余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
_	一八丁貝ツ		必要最小限の人件費を充てているため、これ以上削減できない。
	なし	説明	
1/2	と平性の評	価】	
8.	受益機会の		との余地(受益の機会が偏っていて不公平でないか)
		2	補助金等であり受益者負担になじまない。
	なし	説明	
9	受益者負担	の流	正化の余地(県内他市と比較し、適正な水準か)
σ.	大皿旧具門		補助金等であり受益者負担になじまない。
	平均	説明	
		_	

評価結果の	総括と今後の方向性	
.) 評価結り	その総括	
 目的妥 	当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	● 適切 ○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
今後の事	3 務事業の方向性	
● 現場	さのまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
終日	○ 廃止 ○ 休止	
○ 他 0	事務事業と統合又は連携	
○ 目台	見直し	
○ 事務	事業のやり方改善	
で革・改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		コストの方向性
	するだけである。 介護老人保健施設整備に対する利子補給については、県や他の保険者の事業内容に変更がある場合 は足並みをそろえる必要があると考える。 スピックラー設置補助は、平成24年度まで継続される。 小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス施設については、第5期介護保険事業計画で計画し	維持
		成果の方向性
中·長期 的		
	 評価結第 ② 有効性 ③ 効率性 ③ 公公後 ● 残して ○ 終して ○ 本・改善業 次年度 次年度 中・長期 	評価結果の総括

★一次評価 (課長総括評価)	
評価結果のとおり現状のまま(又は計画どおり)継続実施 東日本大震災の発生を機に「安全安心なまちづくり」への関心が高まっている。保険者として介護保険施設の災害時避難計画の	二次評価の要否
末日本人最大の光工を地に、女主文でなるのうです。 いめののが向ようでいる。 はは日こして月最末段地のの人自時を実施に回り 点検を実施する必要がある。	
	不要
★二次評価(経営戦略会議評価)	

事業コード

52330004

【1枚目】

006010101

事務事業名の政策保険ン人テム関係事業	部 名 等 民生	即 収束の性基3	健やかで美顔あ	ふれるまちつくり		会計 介護保陝事業特別会計(介護保陝事業制定)					
予算書の事業名 介護保険一般管理費	課 名 等 社会福	政策名26	建康で安心して暮	らせる社会の構築		款 1. 総務費					
事業期間 開始年度 平成11年度 終了年度 当面継続 業務分類 6. ソフト事業	係 名 等 介護係	(険係 施 策 名 3 . 豊	豊かな長寿社会の)実現		項 1. 総務管理	費				
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名 本田	陽一 区 分なし				1. 一般管理					
	電話番号 0765-23	3-1148 基本事業名 介護 例	実除サービスの 弁	·····································							
	E 11 E 15										
◆事業概要(どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)				実総	責		計画・目標				
介護保険法改正に対応するシステムへの改修及び保守業務を委託する。システム機器のリースと保守業務?	を委託する。		単								
(業務手順) ①事前協議・打ち合わせ ②契約締結事務 ③システム改修後のテスト ④支払い事務			位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度			
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)		護保険改修対象パソコン	台	13	13	10	10	10			
介護保険システム及び機器	対										
象	◆ \$ 2 指 2										
	標										
<平成23年度の主な活動内容>	I.O. *	託料及びリース料	千円	10, 947	11, 241	13, 585	10, 645	10, 645			
システム改修業務及び保守点検業務委託、機器のリースと保守点検業務委託、制度改正に伴うシステム	活!			10, 347		13, 363	10, 043				
##	■ 1 ②										
 水平成24年度の変更点 介護保険制度変革に伴い、介護保険システムの改修が必要となる。	標					{					
THE MAN THE CONTRACT OF THE CO	3										
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)				400	400	400	400				
新しい介護保険制度に対応したものになる。	ジーー-	ステム正常稼働率	%	100	100	100	100	100			
意	果 ②										
	指!										
	13										
マ <施策の目指すすがた>	↑战里指	票が現段階で取得できていない場合	→ その取得方法	- を記入							
である。 の 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。	T ACA IN	KW Substill Catally C.C. Ct. 284 300 C	1 C 6 2 4 X 10 2 7 12	3 E 107 C							
結											
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)		(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0				
平成12年に介護保険制度が開始し、被保険者の資格管理や利用者の給付管理のためのシステム整備が必要に	こなった。また、社会情勢等の	H T	(千円)	0	0	-	0				
に伴い発生する新たな課題に対応できるよう、制度も頻繁に改正され、それに対応するためのシステム改修	多が必要となった。	内 (3)その他(使用料・手数料		10, 947	11, 241	13, 585	10, 645	10, 645			
		(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	C			
		A. 予算(決算)額((1)~(4)の合	計) (千円)	10, 947	11, 241	13, 585	10, 645	10, 645			
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会代表の表現の表現である。		①事務事業に携わる正規職員		1	1	1	1	1			
高齢化の進展に伴う、要支援・要介護認定者数の激増等さまざまな社会情勢の変化に対応し、介護保険制度 年度には、後期高齢者医療制度の開始に伴うシステム改修、また、平成20年度は、介護認定システム変更も	隻もたひたひ改止してきた。半 や介護報酬改定に伴うシステム	沙修	(時間)	80	80		80	80			
が必要となった。 今後は、高齢者医療制度の変革に伴い、新たに改修が必要となる。		B. 人件費(②×人件費単価/ 事務事業に係る総費用(A+F		336 11, 283	336 11, 577		336 10, 981	336 10, 981			
7以15、同即自己が明以マダ子トロV、例にに以際が光文とよる。		(参考) 人件費単価	(円@時間)	4, 205	4, 205		4, 205	4, 205			
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)		◆県内他市の実施状況		いる内容又は把握して			2, 200	2, 200			
特になし		● 柳根とゲバブ		おける資格管理や給付	寸管理は全保険者で	で行っている。また、	、法改正に伴う改修	も全ての保険者			
		● 把握している	→ において実施	也している。							
		○ 把握していない									

部・課・係名等 コード1

02020300

政策体系上の位置付け

コード2

523003

予算科目

1 P 10 2 2 2 1	TO SEL DEST	_						
1. 施策への	直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)	*	評価結果の	総括と今	後の方向性			
直結度	意図の「新しい介護保険制度に対応したシステムに改修する」ことにより、資格管理や給付管理が適正に 説 行われ、、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」ことに		(1) 評価結果	の総括				
中 ● 直結度□	時 は間接的に結びつく。		① 目的妥当	当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり		
○ 直結度/			② 有効性		■ 適切	○ 成果向上の余地あり		
2. 市の関与の	妥当性(なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)		③ 効率性		● 適切	○ コスト削減の余地あり		
○ 法令なる	どにより市による実施が義務付けられている		④ 公平性		● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり		
足 よ会かり	ドによる義務付けけないが 公共性が非常に高く 民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(▽け困		(2) 今後の事	務事業の)方向性			
問●難)なが	どによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困とめ、市による実施が妥当		● 現状	のまま ((又は計画どお	らり)継続実施 年度		
不 ○ 民間です	サービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当		〇 終了		○ 廃止	〇 休止		
可 ○ 市が実施	をしているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当		○他の		と統合又は連			
	りを達成しているので、市の関与を廃止が妥当		○目的	見直し				
			○ 事務	事業のや	り方改善			
根拠法令等を記		Щ.						
3. 目的見直し	の余地(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)							
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	*	改革·改善案	(いつ、)	どのような改革	革・改善を、どういう手段で行うか)	コスト	と成果の方向性
	説					E伴うシステム改修が必要となる。		トの方向性
なし	明							1 1 20 1 3 1 1 1
【有効性の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		次年度					
<u> </u>	全地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)		(平成24					増加
4. 成未向工。	成果の上の余地なし。		年度)					- 1711
		美	£					
なし	<mark>説</mark> 明	施子	Ē					
	91	子定	5					
		り、日	<u> </u>				成具	果の方向性
5. 連携するこ	とで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)	其						
	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。		中・長期					
なし	<mark>説</mark>		的	高齢者医療	寮制度の変革に 件	伴うシステム改修が必要になる。		
0.0	<mark>明</mark>		(3~5)	3年毎の介	護保険制度の変	で革に伴うシステム改修が必要となる。		維持
			-T-IRI)					
【効率性の評	[[[]]] [[]] [[]] [[]] [[]] [[]] [[]] [
6. 事業費の削	減の余地(仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)							
	必要最小限の事業費で運営しているため適切。							
なし	説							
なし	<mark>明</mark>	*	一次評価(課	長総括評	価)			
		評	価結果のとお	り現状の	まま(又は計	†画どおり)継続実施		- vL == /= o == -
7. 人件費の	削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)							二次評価の要
	必要最小限の人件費を充てているため適切。							
4.1	説							
なし	<mark>····································</mark>							
								不要
【公平性の評価	面】							
)適正化の余地(受益の機会が偏っていて不公平でないか)							
	システム改修は、制度改正に伴うもので不可欠であり、受益者負担にはなじまない。また、システムの保守点	*	二次評価(経	営戦略会	:議評価)			1
	検業務や機器のリース等もシステム運用には不可欠であり、受益者負担にはなじまない。	-			THE THE			
なし	<mark>朗</mark>							
0								
J. 又 金田 只 任	か護正化の宗地(県内他市と比較し、適正なが準か) 介護保険システム関係事業は、受益者負担になじまない。							
【選択】	明							
	71							

【1枚目】

事 業 コ ー ド 52330005	部・課・係名等コー	ド1 020203	00 政策体系上の位置付け		コード2	523003		予算科目	コード3	006010101
事務事業名 低所得利用者負担軽減事業	部 名 等	民生部	政策の柱基3 健やかつ	で笑顔あ	ふれるまちづくり		会計	↑ 介護保険事業	美特別会計(介護保 閣) (食事業勘定)
予 算 書 の 事 業 名 3. 低所得利用者負担軽減事業	課 名 等	社会福祉課	政 策 名 2 健康で安/	心して暮	らせる社会の構築		款	1. 総務費		
事業期間 開始年度 平成12年度 終了年度 当面継続 業務分類 4. 負担金・補助金	係 名 等	介護保険係	施 策 名 3.豊かな長	寿社会の	実現		項	1. 総務管理	里費	
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	本田 陽一	区 分なし				目	1. 一般管理	里費	
	電話番号	0765-23-1148	基本事業名介護保険サー	ビスの充	 実					
◆事業概要(どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)	t == 7	E-144-7	,		実	街			計画・目標	
介護保険サービスを利用している者のうち、低所得者に対し市が支援を行うことにより、介護保険の利用促進 ? ①社会福祉法人等利用者負担軽減 ··· 対象者の介護サービス利用分のうち、1/4又は1/2を社会福祉法人と国。 (②在宅介護サービス利用者負担助成(市単事業)··· 対象者の介護サービス利用分のうち、1/5又は2/5を市が負	・県・市が助成する	5もの	5.	単位	22年度	23年度		24年度	25年度	26年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)		1 公 公色本数	(社会行业法上学到田老舟和权法)		2		2	-	E	-
要支援又は要介護の認定を受けている者のうち、低所得者。 ①届出のある社会福祉法人が行う「介護福祉施設、通所介護、短期入所介護、訪問介護など」のサービス利	用分。 対	│	(社会福祉法人等利用者負担軽減)	_						
対 ②すべての事業所が行う「訪問介護・訪問看護・訪問入浴介護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所 象 テーション」のサービス利用分。	リハビリ	 東 対象者数 ≘ ② 成)	(在宅介護サービス利用者負担助	人	19		22	27	30	35
	標	[-						
<平成23年度の主な活動内容>		1	· 社会福祉法人等利用者負担軽減)	J	4		_		E	
①申請に基づき、世帯の収入・資産・預貯金等を確認し、対象者と決定した場合は、減額認定証等を交付す ②申請に基づき、世帯の収入等を確認し、対象者と決定した場合は、負担助成証等を交付する。	る。	£¦		-						
段 *平成24年度の変更点	指	"'② 申請者(マ ■	生宅介護サービス利用者負担助成)	\ \	25		29	27	30	35
特になし	বিষ	3								
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 介護保険サービスを利用している者の経済的負担を軽減する。		① 市補助額	(社会福祉法人等利用者負担軽減)	Ħ	0		0	0	0	0
が成体のプロスともが出るといる自分に対対処理と主義のプロ。	成果	以	(在宅介護サービス利用者負担助	-						
	指標	成)		円	151, 002	272, 0 	13	384, 000	460, 000	500, 000
		3								
そ く施策の目指すすがた> 人群保険事業が除るに関係され、充実した人群サービスが担保できる。	1	成果指標が現段	と階で取得できていない場合、その〕	取得方法	を記入					
<mark>の</mark> 介護保険事業が健全に運営され、充実した介護サービスが提供できる。 <u>結</u>										
 					.1					
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか) ①社会福祉法人と国・県・市が所要の支援を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的と	トする。平成12年4	月1日より始		(千円)	0		0	0		0
まっている。		伤		(千円)	151	2	272	384	460	500
②市が単独で所要の支援を行うことにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。平成15年6	月1日より助成を作	すっている。		(千円)	0		0	0		0
		A	. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	151	2	272	384	460	500
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の	の変化など)	1	事務事業に携わる正規職員数	(人)	1		1	1	1	1
②要支援又は要介護の認定を受ける者が年々増加しているため、今後も低所得者からの申請が増えるものと思わ	つれる。	2	事務事業の年間所要時間	(時間)	200		60	160	160	160
				(千円)	841		673	673	673	673
				(千円)	992		945	1, 057	1, 133	1, 173
▲ → □ △ ※ △ ↓ 12) > △ □ # □ / □ / # △ # □ → □ / □ / □ / □ / □ / □ / □ / □ / □ /			5 37 7 411 X 1 IIM	(円@時間)	4, 205	4, 2		4, 205	4, 205	4, 205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 特になし。					る内容又は把握して			ミハイも宝体!	ているものと思われ	るの近隣古
1941 ~ 6 C o			○ 把握している (富	山市・黒	【部市・滑川市)は	行っていない。タ	介護手当	当支給事業やお	ているものと忘われ むつ等介護用品支給 助成することは行っ	事業で、在宅介
			● 把握していない							

1.	施策への	直結月	変(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
中	直結度直結度直結度	þ	意図の「介護保険サービス利用者の経済的負担を軽減する」ことは介護保険サービスの利用促進となり、 説 施策の目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される」ことに結びつく。 明
2.	市の関与の	妥当	性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
	○ 法令なる	どによ	り市による実施が義務付けられている
民間			こる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困市による実施が妥当
	○ 民間でも	らサー	- ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
可	○ 市が実施	色して	こいるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当
	○ 既に目的	りを追	権成しているので、市の関与を廃止が妥当
根	拠法令等を言	記入	
3.	目的見直し	の余	地(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)
			現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
	なし	説明	
_	有効性の		
4.	成果向上の	余地	(成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)
	あり	説明	介護サービス利用者は年々増加しているため、利用者への事業の周知徹底をすることによりさらなる成果の向上が見込まれる。
5	海地オスト	レフ	・ 、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
υ.	生1万 7 2 0		連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
	なし	説明	
[3	効率性の評	F価】	
6.	事業費の削	減の	余地(仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
			助成割合については、市の要綱で定めている。(国の補助対象としている助成割合に準じている。)
	4.1	説	
	なし	明	
7.	人件費の	削減の	D余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
			必要最小限の人件費で運営している。
	4-1	説	
	なし	明	
【公	:平性の評価	洒】	
8.	受益機会の	適正	化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)
			補助金であり、受益者負担にはなじまない。
	<i>t</i> >1	説	
	なし	明	
9.	受益者負担	一の適	正化の余地(県内他市と比較し、適正な水準か)
			補助金であり、受益者負担にはなじまない。
	TT 16	説	
	平均	明	

*	評価結果の終	総括と今後の方向性	
(1)	評価結果の	の総括	
	 目的妥当 	台性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
	② 有効性	○ 適切	
	③ 効率性	● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
	④ 公平性	● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2)	今後の事	務事業の方向性	
	○ 現状の	のまま (又は計画どおり) 継続実施 年度	
	○ 終了	○ 廃止 ○ 休止	
	○ 他の	事務事業と統合又は連携	
	○ 目的!	見直し	
	事務事	事業のやり方改善	
★改	革・改善案((いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
	5	引き続き担当ケアマネジャーへ制度の周知徹底に努め、対象者の把握に努める。	コストの方向性
	次年度 (平成24		
	年度)		維持
	1 100		
実施			
子			
定時			成果の方向性
期			
-/-	-t- E #a		
	中·長期 的		
	$(3 \sim 5)^{12}$	旦当ケアマネジャーへ制度の周知徹底に努め、対象者の把握に努める。	向上
	年間)		
			•

★一 次評価 (課長総括評価)	
現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 成果指標が補助額 (これは活動指標に近いとも考えられる。) であるので、事業の周知徹底によって成果の向上が見込めると	二次評価の要否
なる。 しかし、本事業は低所得者の介護保険サービス利用促進が目的(意図)であるので、成果指標としては、対象者(低所得者)のうち本事業を使っている人の割合、又は、介護保険サービス料金を支払うことが困難なためサービスを利用していない人の割合(目標0%)などが適当な指標であると考えるので、把握が可能で、これらと同等の指標となりうるものはないか検討が必要	不要
★ 二次評価(経営戦略会議評価)	I

事業コード

52330033

【1枚目】

006010101

	事務事業名 サービス事業者振興事業	部名等		民生部	政策の柱基3 健や	かで笑顔	あふれるまちづくり		会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定) 款 1. 総務費				
	予 算 書 の 事 業 名 1. サービス事業者振興事業	課名等	社会福祉部	社会福祉課	政 策 名 2 健康で	安心して	暮らせる社会の構築						
	事業期間 開始年度 平成12年度 終了年度 当面継続 業務分類 6. ソフト事業	係 名 等		介護保険係	施 策 名 3. 豊かな	長寿社会	の実現		項 1. 総務管理費				
	実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名		濱田 剛宏	区 分なし				目 1. 一般管理	理費			
		電話番号		0765-23-1148	基本事業名 介護保険サ	ービスの	 充実						
	事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)						集	績		計画・目標			
介	護保険事業に関する研修会の開催及び情報交換や介護サービスに関する研究等を行う。					単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 市内介護保険サービス事業者		Ż	① 加入事業者	(法人)	法人	. 7		7 8	8	8		
対象	t è		Ħ	^象 ② 加入事業者 指 ② 加入事業者 票	(事業所)	ケ所 	i 17	1	17 14	14	14		
				13									
	〈平成23年度の主な活動内容〉 ・役員会及び総会、・研修会、・介護相談員との懇談会 ・ホームヘルパー養成研修(2級過程) ・視察研修		î	① 研修会(開作			5		3 4	4	4		
手段	ま マ * 平成24年度の変更点 特になし			^助 「② 役員会・総会 旨」 票┌────	会・講演会(開催回数) 		4		4	4	4		
				③ その他		0	2		2 2	2	2		
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 介護サービス事業者の資質の向上及び知識・技術の研鎖並びに事業者間の連携・情報交換を図る。			戊 i	月会)参加延べ人数 		200	218	3 200	200	200		
 包			■ 1	果 ┃ 省 ┃ ② 役員会・総会 票 ┃	会参加延べ人数 		122	127	7 150	150	50 150		
				③ その他参加致	3参加延べ人数		33	40	35	35	35		
その結果	< 施策の目指すすがた> 分護保険事業が健全に運営され、利用者に充実したサービスが提供される。		1	放果指標が現段階	で取得できていない場合、そ	の取得方	法を記入						
	この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			財 -	1)国・県支出金	(千円)			0 0				
ונן	護保険制度の開始(平成12年4月1日)により、保険者と事業者の連携が不可欠なため。			103	2)地方債 3)その他(使用料・手数料等)	(千円)			0 0 56 0	-	-		
				記	4)一般財源	(千円)	0		0 0	-			
					予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	0	Ę	56 0	0	C		
•	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢	の変化など)		①事	務事業に携わる正規職員数	(人)	2		2 2	2	2		
	制度の浸透による利用者と参入事業者が増大する中、課題解決に向けた連携調整の更なる必要性 平成17年10月介護保険制度改正				務事業の年間所要時間	(時間)	700	-					
	平成18年 4月介護保険制度改正				人件費(②×人件費単価/千円)		2, 944			,	2, 271		
Ë	平成21年 4月介護保険制度改正 平成24年 4月介護保険制度改正				事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	-				2, 271		
	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)				考) 人件費単価 県内他市の実施状況 (4,205			4, 205	4, 205		
	川氏で酸素などが500安里・息光(担当者の私光(はなく、天然に育せら46だ息光・貝目などを記入) になし					近隣市町			でであった。 でであった。 かられる かられる かられる かられる かられる かられる かられる かられる	アプラン指導事業と	:連携して事業を		

02020300

部・課・係名等 コード1

政策体系上の位置付け

523003

予算科目

1.	施策へのi	直結!	度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
1.	● 直結度力		意図の「サービス事業者の資質の向上及び知識・技術の研鑽並びに事業者間の連携・情報交換を図る。」
_	_		説 ことにより、真に利用者の自立支援に資する適切なサービスが提供されるので、施策の目指す姿「介護保
^	○直結度□		明 除事業が健全に運営され、利用者に充実したサービスが提供される。」に結びつく。
	○ 直結度/		
2.			性(なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
	法令なる	どに」	り市による実施が義務付けられている
民間			こる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困市による実施が妥当
	● 早間です	t, ++-	- ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
台上			いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
			を成しているので、市の関与を廃止が妥当
	O MICHI	17 2 1	上版しているので、日の例子を発出が安日
根	拠法令等を言	記入	
3.	目的見直し	の余	地(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)
			現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
	なし	説明	
7	七批卅五	, 3 π; /	II.
-	有効性の		
4.	成果向上の	余地	
	あり	説明	ニーズにあった研修会等を重ねることで、事業者のレベルが高まり一層充実したサービスの提供が図られる。 ヘルパー研修の経費に対し、市の助成を行うことにより、事業所の受入体勢が整い、より充実した研修が行われることが期待される。
_	`###J-7	1	: 人上の毎日ジウェフコを出ったフルの本文本衆の七無(じきも日ジウェフを説明)
ъ.	連携するこ	. 2 0	、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)「地域ケアマネジメント支援事業」「福祉用具・住宅改修支援事業」
	あり	説明	「地域ケアマインメントス接手来」「他位用具・仕もの惨又接手来」 ケアブランとサービス提供は密接に関わっており、これまでも連携し関わってきたので、今後も引き続き連携 していきたい。また、福祉用具・住宅改修事業所への支援については、研修会という形で、本事業の中に組み 込んで実施することも可能である。
1 7	効率性の評	v AH 1	
6.	争業質の削	(例(ソ)	余地(仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
	なし	説明	運営は、加盟法人・事業者の会費で賄われており、経費の削減は検討できない。平成23年度には、ヘルパー研修の経費について一部補助があったが、平成24年度には削減されており削減対象となる経費はすでに存在しない。
7	1 /4 港 ~)	4-4.10	5人は (人の米な中間とフォンマルかくのきか) よ光間 のきあい 四よる光明)
7.	人件質の	引减(の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
	あり	説明	保険者は事業者と共に介護保険制度に関する諸課題を協議・調整する責務があり、公共性公平性の観点からも 事務局が市役所社会福祉課に存在することが望ましい以上、成果を下げることなく人件費を大幅に削減するこ とは困難である。ただし、事業運営の中で、これまで以上に事業者の主体性を高めていくことが必要である。
【公	・平性の評価	価1	
			化の余地(受益の機会が偏っていて不公平でないか)
<u> </u>	なし	説	サービス事業者連絡協議会の会計の中で、受益者負担金を徴収している。平成23年度に計上されたヘルパー研修の補助については、協議会の中から講師や実習を受諾した事業者に報酬として支払っており、受益の機会が全ての市民に開かれているとは言い難いが、民間の講師と比較すると無きに等しいほど微々たる報酬であり、受益の機会が偏っていることで不公平が生じているとはいえない。
9.	受益者負担	一の適	i正化の余地(県内他市と比較し、適正な水準か)
	低い	説明	基本的に、サービス事業者連絡協議会の会計の中で、受益者負担金を徴収している。ヘルパー研修に対しては、協議会の経費が主で、一部を当市で補助する形であるため、他市のように行政自体が事業主体として行うヘルパー研修よりも受益者負担の水準は低いといえる。

	評価結果の総括と今後の方向性	
(1)	評価結果の総括	
	① 目的妥当性	
	② 有効性	
	③ 効率性 ○ 適切 ● コスト削減の余地あり	
	④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2)	今後の事務事業の方向性	
	○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
	○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
	● 他の事務事業と統合又は連携	
	○ 目的見直し	
	● 事務事業のやり方改善	
★改	革・改善案(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		コストの方向性
実施	次年度 (平成24 事業者団体の自立とサービスの質の向上を目指す。 年度)	削減
実施予定時		成果の方向性
時期	中・長期 的 (3~5 年間)	向上
	NASTIN (SILE GOLKISTIN)	

★一次評価 (課長総括評価)	
本事業は、保険者である市とサービス事業者との良好な関係を維持するために一定の成果が上がっていると判断できるので、 現状のまま(又は計画どおり)継続実施	二次評価の要
ヘルパー養成研修に関しては、24年度の結果を見て判断。また、介護従事者育成に関して市の責務があるのであれば(法令等で明らかであればベター)、予算措置が必要	
	不要
★二次評価(経営戦略会議評価)	

事 業 コード 52330006

【1枚目】

006010301

事務事業名 介護認定審査事業	部 名 等	民生部	政策の柱基3 健やか	で笑顔あ	ふれるまちづくり	会計 介護保険事	事業特別会計(介護保	険事業勘定)	
予 算 書 の 事 業 名 1. 介護認定審査事業、2. 介護認定審査会委員研修事業、1. 介護認定調査事業、2. 主治医意見書作成事業	課名等	社会福祉課	政 策 名 2 健康で安	心して暮	らせる社会の構築	款 1. 総務費			
事業期間 開始年度 平成11年度 終了年度 当面継続 業務分類 6. ソフト事業	係 名 等	介護保険係	施 策 名 3.豊かな長	寿社会の	実現	項 3. 介護語	忍定審査会費		
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ● 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	高森 玲子	区 分なし			目 1. 介護語	忍定審査会費		
	電話番号	0765-23-114	基本事業名 介護保険サー	ビスの充	実				
◆事業概要(どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)					実績		計画·目標		
介護サービスを利用するには、被保険者(及びその家族等)が要介護(要支援)認定申請をして、介護認定審査 市は、認定調査員による訪問調査の基本調査結果を基にコンピューター判定(一次判定)を行い、さらに認定記 療・福祉の各分野の学識経験を有する者で構成された介護認定審査会を開催する。介護認定審査会では、厚生党 は、審査判定後、速やかに申請者へ審	間査員による特	詩記事項や主治医療	意見書の内容を踏まえて、保健・医	単位	22年度 23年度	至 24年度	25年度	26年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 要介護(要支援)認定申請者 対 象	_	① 要介護i 対 象 2 指 2	忍定申請者	٨	2, 881	2, 815 2, 90	2, 950	3, 00	
≪ で成23年度の主な活動内容>		標		-			- +		
介護保険法に基づく要介護認定申請(新規・更新・変更)に係る認定調査、審査判定及びそれに付随する事 委員は総勢20名で、任期は2年、1合議体5名とし4合議体で構成・運営されている。全84回の審査会を 審査件数は2.673件だった。平成22年度より市内特別養護老人ホーム入所者の更新申請に係る認定調査を委託 **平成24年度の変更点 特になし	開催し、総	① 要介護 活動 治標 ②	忍定審査件数 	件	2, 765	2, 673 2, 79	2, 832	2, 88 ¹	
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 要介護認定申請者の心身の状態に基づき、適正な審査判定(要支援・要介護)が行われる。 意図	-	 	・要介護と認定された人数	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	2, 749	2, 660 2, 7	70 2,818	2, 86	
そ <施策の目指すすがた> 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。 結結果		↑成果指標が残	1段階で取得できていない場合、その	取得方法	を記入				
◆この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)	,	•	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0 0		
介護保険法に基づき、平成11年10月から認定審査を実施			1014	(千円)	0	0	0 0	1	
			記	(千円)	28, 354	27, 565 30, 2	18 31, 125	32, 05	
			(-) /00/700	(千円)	0	0	0 0	22.25	
▲BBUREBROWの東京を実施ませんが、大型はる東北、1 人の支担を1.7 大型である。 社会は				(千円)	28, 354	27, 565 30, 2	18 31, 125	32, 05	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の 本市において要介護認定を受けた方の人数は、平成12年度の1,084人から、平成23年度は2,660人と倍増した。ã		ナ会後まままま頭	①事務事業に携わる正規職員数	(人) (時間)	4. 240	4. 400 4. 4	5 5 5	4, 55	
著となるため、認定者数も増加し続けると考えられる。	1110		0 1 01 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1	(千円)	,	18. 502		19. 13	
				(千円)		46, 067 48, 93		51, 19	
				(円@時間)	4, 205	4, 205 4, 20		4, 20	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)					る内容又は把握していない理問		1, 200	1, 20	
土日及び時間外の認定調査を希望、早急に認定結果を出してほしい等					義務付けられており、すべての		0		

部・課・係名等 コード1 02020300

政策体系上の位置付け

コード2

523003

予算科目

1.	施	重策へのi	直結月	度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
	•	直結度	大	意図の「要介護認定申請者の心身の状態に基づき、適正な審査判定が行われる。」ことにより、施策の目
大	0	直結度「	Þ	説 指す姿の「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」ことに結びつく。
	0	直結度/	/	701
2.	市	の関与の)妥当	性(なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
	•	法令なる	どによ	り市による実施が義務付けられている
法令				る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困市による実施が妥当
	\bigcirc	民間でき	トサー	- ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
務				いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
	_			産成しているので、市の関与を廃止が妥当
根	拠法	令等を言	記入	・介護保険法(平成9年法律第123号)第14条、第27条 ・魚津市介護認定審査会条例(平成11年魚津市条例第18号)第1条
3.	目目	的見直し	の余	地(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)
				現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
	な	:L	説明	
L	<i>t</i> ,	効性の	三小 1	#T
1				団】 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)
4.	DX.:	木門工り	が地	成果向上の余地なし。
			эм	WW. 12 - 3 / 13 0 0
	な	に	説明	
5	演:	歩 するこ	トで	、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
0.	Æ	D4) & C		連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
			説	
	な	iL	明	
1	効率	性の診	平価】	
Ē	_			会地(仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
	な	:L		平成20年度より1回あたりの審査会に出席する委員を削減することにより審査会運営経費の削減に努めている が、これ以上の削減は、審査会の運営自体を妨げるものである。 また、認定調査に係る事業費は、調査員の派遣に伴う委託料及び常勤職員の賃金であり、調査員数は認定申請 に対して少なすぎる。これ以上の削減は、事業の維持そのものを困難にすることは明らかである。
7.	人	、件費の	削減の	り余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 現ま、電表のでしてま(本来号)は大変また1名。副本変ま1名が出席しての第一次では、1、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、7、
	な	: L	説明	現在、審査会ごとに市(事務局)は主務者を1名、副主務者1名が出席して会議の運営にあたっている。平成23 年度より介護認定の有効期間を従来より延長し、審査会の審議件数を減らすことにより業務時間の短縮を図っ ているが、介護認定申請件数も増加しており人件費を削減する余地はない。
1/2	(平	性の評価	価】	
8.	受:	益機会の	適正	化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)
				介護認定審査事業費は、受益者負担になじまない。
	+:	:L	説	
	<i>'</i> 4	. C	明	
9.	受	益者負担		正化の余地(県内他市と比較し、適正な水準か)
				介護認定審査事業費は、受益者負担になじまない。
	<u> য</u>	均	説	
	-	~)	明	

*	評価結果の	総括と今後の方向性		
(1)	評価結果	の総括		
	 目的妥 	当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり		
	② 有効性	● 適切 ○ 成果向上の余地あり		
	③ 効率性	● 適切 ○ コスト削減の余地あり		
	④ 公平性	● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり		
(2)	今後の事	務事業の方向性		
	● 現場	のまま(又は計画どおり)継続実施 年度		
	終〕	○ 廃止 ○ 休止		
	○ 他 Ø	事務事業と統合又は連携		
	○ 目的	見直し		
	○ 事務	事業のやり方改善		
★改:	革·改善案	(いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		成果の方向性
		制度改正があれば対応	コス	トの方向性
	次年度			
	(平成24			
	年度)			維持
47				
実施予				
予定			_l> #	
時		-		具の方向性
期				
	中·長期			
	的 (3~5	制度改正があれば対応		A# 1+
	年間)			維持
*-	次評価(調	長総括評価)		
現状	のまま(又	は計画どおり)継続実施		
(是張)	問占)要介	護認定申請の有料化(手数料徴収)は、不可?		二次評価の要否
(MC	1F1.M./ 又 /1			
				不要
★ 二	次評価(縚	営戦略会議評価)		

事業コード

52330010

【1枚目】

006010401

事務事業名 介護保険事業計画推進事業						部 名 等	民生部	民生部	政策の柱基3 健	やかで笑顔	頃ある	れるまちづくり		会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定)				
予算書の事業名 1.介護保険事業計画推進事業							等 社会福祉	課	政策名2健康	で安心して	て暮ら	せる社会の構築		款 1. 総務費				
	事業期間 開始年度	平成11年度 終了年度	当面継続	業務分類	6. ソフト事業	係 名 等	介護保険	介護保険係 施 策 名 3. 豊かな		な長寿社会	会の実			項 4. 計画策定委員会費				
	実施方法 ① 1. 指示	定管理者代行 ○ 2. アウト	ソーシング 〇 3	. 負担金・補助	金 ● 4. 市直営	記入者氏名	鈴木 章	好	区 分なし					1.計画策算	E委員会費			
			I			電話番号	0765-23-1	1148	基本事業名 介護保険	サービスの	の充実	Ę						
•	事業概要(どのような事業	業か。事業の内容、業務の	手順など)									実績	Ť		計画・目標			
4		[4期魚津市介護保険事業計])点検に当たると	こともに、計画の推進に	こ努める。				单位		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
	(この事務事業は、誰、 介護保険被保険者	何を対象にしているのか。	※人や物、自然	資源など)			① 介護	保険被保	険者数 	٨		27, 184	27, 298	3 27, 523	27, 632	27, 748		
交	<mark></mark>						象 2											
	∠ TI = № 00 / T THE O → № 17 THE	Lang.					3											
7	<平成23年度の主な活動 介護保険事業計画推進委						① 委員活	会開催回	数 ·		1	2		4	4	4		
于 段	を *平成24年度の変更点 23年度は、計画の策定が	「主であったが、平成24・25	5年度は計画の進	捗状況の点検と	計画の推進にあたるこ	とになる。	動 ② 標 3											
		○、対象をどのように変える○る人に対し、サービスの確					① 要介	護認定者	数 	٨	(2, 141	2, 276	2, 342	2, 487	2, 612		
意図							果 ② 給付 標	費/年		-	円	3, 783, 132	3, 947, 450	4, 155, 538	4, 300, 590	4, 496, 294 		
その無男	と <施策の目指すすがた> 介護保険事業が健全に運 書	・ 『営され、充実したサービス	が提供される。				ı~	が現段階で	で取得できていない場合、	その取得力	方法を	記入						
		かけ (何年〈頃〉からどのよ				<u> </u>		H#	国・県支出金	(千円])	0	(0	0	0		
	↑護保険法制定に伴い、魚ミ 食事業計画」を策定した。	津市の介護保険事業が円滑り	に実施されるよう	うに、サービス体	共給体制の確保を目的と	:して、平成12:	年3月に「介護	(原 (二)	地方債	(千円		0	1 450	, ,	-	1 500		
								記	その他(使用料・手数料等 一般財源	(千円		100	1, 450			1, 500		
									·算(決算)額((1)~(4)の合計)			100	1. 450	-	_	1, 500		
4	開始時期以後の事務事業	を取り巻く環境の変化と、	今後予想される環	環境変化(法改〕	三、規制緩和、社会情勢	めの変化など)			等事業に携わる正規職員数	(人))	1		3	3	3		
		設当初と比べ2倍に増えてい						② 事務	8事業の年間所要時間	(時間])	200	960	200	200	1, 000		
		齢者の更なる増加が見込ま; 善を目的として、平成21年)							.件費(②×人件費単価/千円		- /	841	4, 037		841	4, 205		
1									手業に係る総費用 (A+B)	(千円		941	5, 487		,	5, 705		
L	★日の送合わせかと 小悪	望・意見(担当者の私見で)	けわり 中吹に中	これとれた本日	が明わ じょうコン				大件費単価 ウルボの実施出犯	(円@時 (+m+F) -		4,205	4,205		4, 205	4, 205		
仴		ないように、介護保険施設			貝미なとを記人)			•	内他市の実施状況)把握している →) 把握していない 	介護保険	事業詞	<mark>5内容又は把握して</mark> 十画は保険者で3年4 と計画については、	毎に策定すること	:と定められている。	(介護保険法)			

02020300

政策体系上の位置付け

523003

予算科目

コード3

部・課・係名等 コード1

1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)	★ 評価結果の総括と今後の方向性	
● 直結度大 意図の「介護サービスを必要とする人に対し、サービスの確保をする。」ことは、施策が目指す姿「介護」 (Pob 事業が協力に 電機 サービス を リー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 評価結果の総括	
大 ○ 直結度中 説 保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」ことに結びつく。	① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
○直結度小	② 有効性 ○ 適切 ● 成果向上の余地あり	
2. 市の関与の妥当性(なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
● 法令などにより市による実施が義務付けられている	④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
★ ○ 決令などによる義務付けはないが、○公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困)	(2) 今後の事務事業の方向性	
法	○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
義 ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当	○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
務 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当	● 他の事務事業と統合又は連携	
() 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	○目的見直し	
	● 事務事業のやり方改善	
根拠法令等を記入		
3. 目的見直しの余地(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)		
現状の対象と意図は適正であり、見直しの余地なし。	★改革·改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
	平成23年度末に策定した事業計画の推進にあたる。	コストの方向性
なし <mark>関</mark>		
【有効性の評価】	次年度	
4. 成果向上の余地(成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	(平成24	維持
保健・医療・福祉の分野から意見を聴取し、計画を策定しなければならない。	年度)	小庄 1·5
また、計画の推進についても、関係機関及び地域住民が連携を図りながら進めていくことが重要である。	実	
あり 説明	施子	
31	中	4 H 0 + 4 H
- 実施をするしま 人とし発用と生まる可能はのようはの意味事業のと無(はる利用と生まると説明)	定時	成果の方向性
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明) 高齢者保健福祉計画事業と連携しなければならない。	期	
(理由) 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、包括的に高齢者の生活を支えるものであることから、	中・長期高齢化率、要介護認知者数、認知症高齢者の推移や介護サービスの利用状況あるいは介護療養病床	
あり 説 体の計画として策定すべきものである。	的 同転に生、安川設能が有数、能が加速向断性の性物を行ったが一と人の利用状があるいは介護療験例外	
91	$\begin{pmatrix} 17 \\ (3 \sim 5) \\ \mp 18 \end{pmatrix}$ の転換状況を見ながら、第6期事業計画において必要なサービスについて整備していかなければならない。	向上
【効率性の評価】		
6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)		
必要最小限の事業費で運営しているため適切		
なし 説		
l line in the second of the se	★一次評価 (課長総括評価)	
	現状のまま(又は計画どおり)継続実施	二次評価の要否
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)		
必要最小限の人件費を充てているため適切。		
なし 説		
l line in the second of the se		不要
		1.2
【公平性の評価】		
8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)		
介護保険事業計画を策定し、推進することは介護保険法で定められている。 受益者負担にはなじまない。	★ 二次評価(経営戦略会議評価)	
^{なし} 明		
9. 受益者負担の適正化の余地(県内他市と比較し、適正な水準か)		
受益者負担になじまない。		
T to 説		
平均 <mark>明</mark>		

事 業 コード 52330011

【1枚目】

006020101

事務事業名の介護サービス質給付事業	部 名 等 民生部	収 束 の 柱 基3 健やた	かで美顔あん	ふれるまちつくり		会計 介護保険事業	特別会計(介護保険	(手兼勘正)	
予 算 書 の 事 業 名 1. 介護サービス費給付事業、1. 介護予防サービス費給付事業	課 名 等 社会福祉課	改 策 名 2 健康で	安心して暮	らせる社会の構築		款 2. 保険給付	費		
事業期間 開始年度 平成12年度 終了年度 当面継続 業務分類 4.負担金・補助金	係 名 等 介護保険係	施策名3.豊かな	長寿社会の	実現		項 1. 介護サービス等諸費			
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ○ 4. 市直営	記入者氏名 鈴木 章妇	: 区 分 な し				1. 居宅介護	サービス給付費		
	電話番号 0765-23-114		ービスの充乳	 主					
	电阻 面 7	金 平 于 木 刊 기 版 体 及)		^					
◆事業概要(どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)				実績			計画・目標		
介護保険の認定者が介護保険サービスを利用した場合に当該費用が給付費用として支出される。 (業務手順) ①住宅改修・福祉用具購入申請の受付・審査及び支払い ②高額介護サービス対象者の把握、通知書の発送及び支払い			単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
③高額医療合算介護サービス申請書受付、介護保険自己負担額証明書の発行、支払い ④その他給付書の国保連合会へ支払い ⑤月報報告 ⑥給付データ分析									
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など)	1 里介護	韧 定	人	2, 141	2, 27	6 2, 342	2, 487	2, 61	
介護サービス利用者	対・・・・	·		2, 171		2, 342	2, 407		
対 象	★ ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **								
*	標!								
	3								
<平成23年度の主な活動内容>	1 4 =# 11	1° = 71 m + 41		1 000	1.04	4 0.000	0.100	0.07	
住宅改修・福祉用具購入申請の受付・審査及び支払い 介護サービス給付費の支払い(償還払いと現物給付)	活	ービス利用者数 - – – – – – – – – – – – – – – – – – – –		1, 822	1, 94	2, 038	2, 198	2, 37	
<u>手</u> 月報報告、データ分析	動 動								
*平成24年度の変更点	指					-			
特になし	3								
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか)	<u>_</u>								
必要とする介護サービス費を適正に給付する。	① 給付費	/年	千円	3, 783, 132	3, 947, 45	4, 155, 538	4, 300, 590	4, 496, 29	
·····································	成!								
	指[②								
	標;					7			
そ		見段階で取得できていない場合、その	の取得方法	を記入					
の) 所設体院争業が健主に理当され、元美したり一と人が提供されることにより、り一と人利用有か自立した主 結ようにする。	こんで送れる								
果 ·									
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)		財 (1)国・県支出金	(千円)	1, 418, 675	1, 484, 32	6 1, 558, 327	1, 612, 721	1, 686, 11	
平成12年度介護保険制度の施行		源 (2)地方債	(千円)	0		0 0	0		
		内(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	2, 364, 457	2, 463, 12	2, 597, 211	2, 687, 869	2, 810, 18	
		(4)一般財源	(千円)	0 700 100	3, 947, 45	0 4. 155. 538	4, 300, 590	4, 496, 29	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢	の亦ルわび)	A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計) ①事務事業に携わる正規職員数	(千円)	3, 783, 132	3, 947, 40	4, 155, 556	4, 300, 590	4, 490, 29	
平成12年に介護保険制度が始まったが、サービス利用者は制度開始当初に比べて2倍になっており、それに伴		②事務事業の年間所要時間	(時間)	1, 900	1. 22	0 1.300	1, 300	1. 30	
た。特に、要支援・要介護1の軽度者の増加が著しく、介護予防の必要性が指摘されていた。平成18年4月には	予防重視型システムへの転換が	B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	7, 990	5. 13		5, 467	5. 46	
図られ、軽度者のうち改善の見込める人を新予防給付対象者と位置づけた。今後は、団塊の世代が65歳に到達 30%を超え、支援を必要とする高齢者及び給付費の増加が予想される。	9 る平成27年には、局師化率も	事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	3, 791, 122	3, 952, 58		4, 306, 057	4, 501, 76	
		(参考) 人件費単価	(円@時間)	4, 205	4, 20		4, 205	4, 20	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)		◆県内他市の実施状況 (把握してい	る内容又は把握して	ハない理由の記	2入欄)			
介護保険料が高い、介護保険料は適正に運用されているのか。(市民) 介護保険サービスを受けなければ、将来、介護保険料は返ってくるのか。(市民)		● 把握している .	護サービス	費の給付は、すべて	の保険者で実施	iしている。			
サービス利用時の負担額が多い。(特に施設入所の場合)(市民)									
		○ 把握していない							

部・課・係名等 コード 1 02020300

政策体系上の位置付け

コード2

523003

予算科目

	直結度直結度直結度	た Þ ト	度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明) 意図の「必要とする介護サービス費を適正に給付する。」ことは、施策が目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供されることにより、サービス利用者が自立した生活を送れるようになる。」に結びつく。
2.			性(なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
令	○ 法令なる ○ 難) なが	どによ	: り市による実施が義務付けられている : る義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困市による実施が妥当
義	○ 民間でも	らサー	- ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
務	○ 市が実施	色して	いるが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
	○ 既に目的	りを遺	産成しているので、市の関与を廃止が妥当
根	拠法令等を言		介護保険法(平成9年法律第123号)第41条、42条の2、48条、51条、51条の2、51条の3、53条、176条、
3.	目的見直し	の余	地(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)
	なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。
[有効性の	評値	
4.	成果向上の	余地	(成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)
			サービス事業者のサービス内容をチェックすることは、介護費用の適正な給付につながる。
	あり	説明	
5.	連携するこ	とで	、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
			連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。
	なし	説明	
[効率性の評	F価】	
6.	事業費の削	滅のタ	余地(仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
	なし	説明	介護給付の適正化事業を強化することにより給付費の削減につなげることは可能だが、認定者の増加に伴い事 業費は増大することが見込まれる。
7.	人件費の	削減の	つ余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
	なし	説明	必要最小限の人件費を充てている。給付費の適正化に努める場合は人件費の増大が見込まれる。
1/2	\平性の評値	洒】	·
8.	受益機会の	適正	化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)
			サービス利用者は介護サービス利用料金の1割を負担することに決められている。(介護保険法により)
	なし	説明	
9.	受益者負担		正化の余地(県内他市と比較し、適正な水準か)
	平均	説明	サービス利用者は1割負担と定められている。

(1) 評価結果の総括 ① 目的妥当性		HI IMMA NO AND TO C	今後の方向性	
② 有効性 ③ 適切 ● 成果向上の余地あり ③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり ② 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり ② 我の事務事業の方向性 ○ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 年度 ○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ● 市務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し ● 事務事業のやり方改善 ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) コストと成果の方向性 コストの方向性 コストの方向性 中成24 年度) 実施 予定 度時 期		評価結果の総括		
③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり ④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり ② 今後の事務事業の方向性 ○ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 年度 ○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し ● 事務事業のやり方改善 ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) コストと成果の方向性 コストの方向性 中規 か		① 目的妥当性	● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり (2) 今後の事務事業の方向性 ① 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度 ○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ○ 他の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し ● 事務事業のやり方改善 ■ 事務事業のやり方改善 コストと成果の方向性 次年度 (平成24年度) 増加 実施 予定 定時 期 成果の方向性 成果の方向性 成果の方向性		② 有効性	○ 適切 成果向上の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性		③ 効率性	● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
● 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 年度 ○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止 ・他の事務事業と統合又は連携 ○ 目的見直し 事務事業のやり方改善 本改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) コストと成果の方向性 が年度 (平成24年度) ・ カー・ カー・ カー・ カー・ カー・ ウェー・ ウェー・ ウェー・ ウェー・ ウェー・ ウェー・ ウェー・ ウェ		④ 公平性	● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
 終了	(2)	今後の事務事業の	り方向性	
● 他の事務事業と統合又は連携 ● 目的見直し ● 事務事業のやり方改善 ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) コストと成果の方向性 コストの方向性 ☆接給付の適正化に努める。 コストの方向性 次年度 (平成24 年度) 増加		○ 現状のまま	(又は計画どおり)継続実施 年度	
● 事務事業のやり方改善 ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) コストと成果の方向性 コストの方向性 「介護給付の適正化に努める。 コストの方向性 増加 増加		○ 終了	○ 廃止 ○ 休止	
● 事務事業のやり方改善 ★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) コストと成果の方向性 コストの方向性 「介護給付の適正化に努める。 コストの方向性 増加 増加		○ 他の事務事	をと統合又は連携	
★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) コストと成果の方向性 小護給付の適正化に努める。 コストの方向性 次年度 (平成24 年度) 増加 実施 予 定 時 期 成果の方向性		○ 目的見直し		
次年度 (平成24 年度) カ護給付の適正化に努める。 コストの方向性 増加 増加 成果の方向性 成果の方向性		● 事務事業の	り方改善	
次年度 (平成24 年度) 増加 実施 予定 時期 成果の方向性				
次年度 (平成24 年度) 増加 実施 予定 時期 成果の方向性				
次年度 (平成24 年度) 増加 実施 予定 時期	★改	革・改善案(いつ、	どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
(平成24 年度) 増加 実施 予定 時期 成果の方向性		介護給何	†の適正化に努める。	コストの方向性
(平成24 年度) 増加 実施 予定 時期 成果の方向性				
(平成24 年度) 増加 実施 予定 時期 成果の方向性				
年度) 増加 実施 予定 時期 成果の方向性				
成果の方向性期				
成果の方向性期		(平成24		増加
成果の方向性期		(平成24		增加
期	実施	(平成24		增加
期	実施予	(平成24		增加
中・長期	定	(平成24		<u>-</u>
十二尺州	定時	(平成24		<u>-</u>
的	定時	(平成24 年度)		<u>-</u>
(3~5 nm nm nm nm nm nm nm nm	定時	(平成24 年度)	の楽すれた数は2	<u>-</u>
平间	定時	(平成24 年度) 中·長期 的 (3~5	の適正化に努める。	成果の方向性
	定時	(平成24 年度)	の適正化に努める。	成果の方向性
	定時	(平成24 年度) 中·長期 的 (3~5	の適正化に努める。	成果の方向性
	定時	(平成24 年度) 中·長期 的 (3~5	の適正化に努める。	成果の方向性

★ 一次評価 (課長総括評価)					
第5期介護保険事業計画により実施 个護給付費の適正化事業ももちろん重要である。しかし、市民から「サービス利用時の負担額が多い」との意見が寄せられてい					
万歳時間及の過年に手来ももちろん重要といる。 Cから、下氏がちゃテーニスや市局の異性版が少し、Cの思光が高さられていることから、介護保険サービスの適正利用に関する市民への啓発も必要であると考えられるので、取り組みを強化されたい。					
	不要				
	12				
★二次評価(経営戦略会議評価)					

事業コード

52330021

【1枚目】

006030205

事務事業名介護給付費等費用適正化事業	部名等	民生部	政策の柱基3 健やか	で笑顔あ	ふれるまちづくり		会計 介護保険事業	特別会計(介護保険	(事業勘定)	
予算書の事業名 5. 介護給付費等費用適正化事業	課名等れ	社会福祉課			らせる社会の構築		款 3. 地域支援事業費項 2. 包括的支援事業・任意事業費			
事業期間 開始年度 平成21年度 終了年度 当面継続 業務分類 6. ソフト事業	係名等 1	个護保険係			実現					
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	鈴木 章好	区 分なし				1 5. 任意事業	費		
	型 電話番号 07	65-23-1148	基本事業名介護保険サー	ビスの充	 実					
◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)			Is the second of		実績	t		計画・目標		
利用者に対する適切な介護サービスが確保されるとともに、不適切な給付を削減することを目的として、利Fる。 居宅介護支援事業所を対象にケアプランチェックを実施する。 	用者本人(家族)に対し	、サーヒスの 請	水状况や質用寺について通知す	単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 介護サービスを必要とする人	 対 p · ·	① 要介護認定者		٨	2, 141	2, 276	2, 342	2, 487	2, 612	
対象	● 指標	2								
CTI alboo for rise on about 27 fill also rise.		3								
<平成23年度の主な活動内容> 富山県国民健康保険団体連合会で作成したサービスの請求状況等の通知書を利用者本人(家族)に対し送	付した。 活	① 通知件数 		件	7, 802	7, 850	7, 900	7, 950	8, 000	
手 段 *平成24年度の変更点		② ケアプランチ	ェック実施事業所	事業所	11	0	11	11	11	
市内の居宅介護支援事業所(11事業所)を訪問し、ケアブランチェックを実施する。	標上	3								
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 適切な介護サービスを受けることができる。(通知書を利用者や家族に見てもらうことにより、不正請求 該してもらえるし、又、ケアブランチェックによりケアブランの適正化を図ることができる。)	成し			千円	3, 783, 132	3, 947, 450	4, 155, 538	4, 300, 590	4, 496, 294 - – – – – –	
	★16			-						
そ <施策の目指すすがた> の 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。 結果	↑成:	果指標が現段階で	で取得できていない場合、その	取得方法	を記入					
◆この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)		H#	国・県支出金	(千円)	282	291	359	304	304	
介護保険制度の施行により、通知の発送やケアプランチェックはすでに実施していたが、平成20年度より、1 置づけた。県が平成20年に策定した「富山県介護給付適正化計画」に基づく事業である。	介護給付費等適止化事業	(原)	地方債 その他(使用料・手数料等)	(千円) (千円)	0 188	194	Ů	202	202	
		訳	一般財源	(千円)	0	0		0	202	
			·算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	470	485	506	506	506	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢	勢の変化など)	①事務	8事業に携わる正規職員数	(人)	2	2	2	2	2	
介護サービス利用者は制度創設当初に比べて2倍になっており、それに伴い給付費も年々増大している。今後 る平成27年には、高齢化率も30%を超え、支援を必要とする高齢者及び給付費の増加が予想される。介護給「		の抑制を	8事業の年間所要時間	(時間)	160	300		300	300	
通じて、介護保険制度を持続可能なものとする必要性が生じてきた。	可具作用吸体胶件的增入	В. Д		(千円)	673	1, 262		1, 262	1, 262	
			野業に係る総費用 (A+B)	(千円)	1, 143	1, 747		1, 768	1, 768	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)			77 7411 A IIII	(円@時間)	4,205	4,205		4, 205	4, 205	
◆ 市民や議会などからの姿望・息見(担当者の私見ではなく、美原に含せられた息見・負問などを能入) 介護保険料が高い、介護保険料は適正に運用されているのか。(市民) 介護保険サービスを受けなければ、将来、介護保険料は返ってくるのか。(市民) サービス利用時の負担額が多い。(特に施設入所の場合)(市民) 施設入所は待機者が多く、すぐには入れない。(市民)		•		E化事業は			へ懶) り、平成23年度まで슄	≧ての市町村で実施	しなければなら	

02020300

政策体系上の位置付け

523003

予算科目

コード3

部・課・係名等 コード1

コストと成果の方向性 コストの方向性

維持

成果の方向性

維持

二次評価の要否

必要

[日日]女 曰 [上 > 7日] [四]		
1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)	★ 評価結果の総括と今後の方向性	
■ 直結度大 意図の「介護サービスを必要とする人が適切な介護サービスを受けることができる。」ことにより、不適した。	(1) 評価結果の総括	
大 ○ 直結度中 説 切な給付が削減され、施策の目指す姿の「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供され」	① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
○直結度小	② 有効性 適切 成果向上の余地あり	
2. 市の関与の妥当性(なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	③ 効率性 ● 適切 ○ コスト削減の余地あり	
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている	④ 公平性 ● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
民 ● 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困	(2) 今後の事務事業の方向性	
間がなため、市による実施が妥当	● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 年度	
▼ ○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当	○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止	
可 ○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当	○他の事務事業と統合又は連携	
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当	○ 目的見直し	
	○ 事務事業のやり方改善	
根拠法令等を記入	<u> </u>	
3. 目的見直しの余地(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)		
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	★改革·改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コスト
説	事業を継続して実施。	コス
なし <mark>In</mark>		
【有効性の評価】	次年度	
4. 成果向上の余地(成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	(平成24	
成果向上の余地なし。	年度)	
	実	
なし <mark>説</mark> 明	施子	
The state of the s	定	成具
「 実際セスト」で、 ヘトトが用が立てて国外地のようかの東京事業の女無(じる外用が立ててよ器用)	時	/JX.7
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明) 連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。	期	
	中・長期	
なし <mark>説</mark> 明	的 同上。	
91	年間)	
[-t-t-t-t-t-t-t-t-t-t-t-t-t-t-t-t-t-t-t		
【効率性の評価】		
6. 事業費の削減の余地(仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明) 経費は通知書の作成代と郵送料のみであり、削減の余地はない。		
なし <mark>説</mark> 明	A ser had (SIM per (A) Left size had)	
91	★一次評価(課長総括評価)	+++ ====++
	介護保険サービス利用状況等の通知書を利用者本人(家族)に対し送付することによって、請求の錯誤が発見るのか? この通知に実効性があるとは認められないので、これに替わる方法を検討されたい。	された夫領はの
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明) 発送業務はパートに依頼している。また、ケアプランチェックは年1回のみの実施であり、必要最小限の人件	保険料の上昇抑制は重要な事業であるので、代替策に必要な予算は、拡大の方向も可とするので、事務事業の	やり方改善方法
費を充てており適正である。	を提案されたい。	
なし <mark>説</mark> 明		
91		
【公平性の評価】		
8. 受益機会の適正化の余地(受益の機会が偏っていて不公平でないか)		
適正化事業(通知の発送等)は受益者負担になじまない。	★ 二次評価 (経営戦略会議評価)	
الله على ال		
l l l l l l l l l l l l l l l l l l l		
9. 受益者負担の適正化の余地(県内他市と比較し、適正な水準か)		
適正化事業(通知の発送等)は受益者負担になじまない。		
平均 説		
TAN		

事業コード

52330020

【1枚目】

006030205

コード3

予算科目

事務事業名 介護相談員派這事業	部 名 等	民生部	政策の柱基3 健やか	で美顔め	ふれるまちつくり		会計 介護保険事業	等列会計(介護保)	陝争 耒勘正)		
予算書の事業名 3.介護相談員派遣事業	課名等	社会福祉課	政 策 名 2 健康で安/	心して着	らせる社会の構築		款 3. 地域支援事業費				
事業期間 開始年度 平成13年度 終了年度 当面継続 業務分類 6.ソフト事業 係名等 介護保険係 施策名3.豊かな長寿						な長寿社会の実現 項 2. 包括的支援事業・任意事業費					
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市	i直営 記入者氏名	道順 尋野	区 分なし				1 5. 任意事業				
	電話番号	÷ 0765–23–114	8 基本事業名 介護保険サー	ビスの弁	·····································						
	-E HI B 1	7,00 20 11									
◆事業概要(どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)					実績	ž		計画・目標			
市に登録された介護相談員が、介護サービスを提供している施設を訪問し、利用者のサービスに関す	る不満・要望や疑問。	点等を聞き取り、サ·	-ビス事業所へその内容や気づいたこ	単							
と等を伝え、その対応を求めたり、保険者へ連絡報告等をする。				位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
(アの南辺市平)よ 34 「オールムリフトナ)、アのよ、 VIの柚、 白色次派 わじ)											
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 全ての介護サービス事業所と介護サービス利用者		1 1 1	介護サービス事業所数	事業所	54	55	57	58	58		
対		対・			1. 822	1. 944	2, 038	2. 198	2. 371		
		標		_ _^							
		3									
<平成23年度の主な活動内容>		1	抗閉回数	0	162	166	166	166	166		
延べ166回相談員が事業所を訪問(老人保健施設4ケ所、老人福祉施設3ケ所、通所介護12ケ所、通 ループホーム3ケ所の26事業所、ショートステイ4ケ所、高齢者向け入所施設3ケ所、小規模多機能		活:									
手員定例会にて活動報告(月1回)、サービス事業者との意見交換会(年1回) 段 *平成24年度の変更点		動 ② 相談員	人数	人	6	6	6	6	6		
訪問事業所を3ケ所増加する(通所介護2ケ所、小規模多機能型1ケ所)		標(一一一一	· ている施設数	事業	34	34	37	37	37		
			こころ 旭政教	所	04		37	37			
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの1	質的な向上を図る。	① 相談件	数	件	1, 530	1, 050	950	850	750		
意		成一一一一									
		■ 果 ② 施設へ 指	敢告した件数 	件	80	95	90	85	80		
		13									
- <施策の目指すすがた>		↑成果指標が到	限路で取得できていない場合、その	取得方法	を記入						
での 介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。		T PACIFICIAN S	unxia contra ce cri acti and contra	-0.197712	a C HO						
結果											
◆この事務事業開始のきっかけ (何年<頃>からどのようなきっかけで始まったか)			(1)国・県支出金	(千円)	428	707	677	668	668		
平成12年、介護保険制度の導入により、これまで行政措置によって提供されていた高齢福祉サービス	が、利用者の選択と判	判断に基づく契約に	IT	(千円)	0	0		0	0		
よる利用へと切り替わることになり、介護サービス利用者の一層の保護を図る必要があったため。			内 (3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	286	472	277	446	446		
			(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	C		
			A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	714	1, 179	954	1, 114	1, 114		
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、	社会情勢の変化など)		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	1	1	1		
介護相談員制度の開始当時は、介護保険制度が始まって間もない時期で、利用者が増加し、サービス	事業者の増設、新規	参入が増え、市内の	②事務事業の年間所要時間	(時間)	400	400	400	400	400		
サービス定員が増加した時期であった。当時は、施設におけるサービスに対する不満や苦情が多かっ 問題点が多く改善されてきて、提供されるサービスの質も向上されてきている。また、施設側の積極			B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	1, 682	1, 682	1, 682	1, 682	1, 682		
同題無が多く収置されてさて、提供されるサービスの負も向上されてさている。また、他設例の積極できている。	E M 1 - O - L M I O - C V	c . o .) i . a .)	事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	2, 396	2, 861	2, 636	2, 796	2, 796		
			(参考) 人件費単価	(円@時間)	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205	4, 205		
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記	2入)		◆県内他市の実施状況 (把	握してい	いる内容又は把握して	いない理由の記	入欄)				
特になし。			● 把握している 市) 日町	、中新川)にて、	岡市、射水市、氷見市 川広域行政事務組合(相談員派遣事業を実 を行っている。	(上市町、立山町、	. 舟橋村)、新川地:	域介護保険組合(黒語	部市、入善町、朝		

02020300

部・課・係名等 コード 1

政策体系上の位置付け

コード2

523003

V H H J	女司王	> 昨
1. 施	策への直絡	<u>ま度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)</u>
• [直結度大	介護サービス利用者がより良いサービスを利用できるように、サービスの質の向上を図ることが不可欠で
大〇章	直結度中	説 あり、利用者の話を聞き、相談に応じる一方、事業所に出向いてサービスの実態を把握し、利用者と事業 明 所の橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質的向上のために、介護相談員は大きな役割を果た
O 1	直結度小	している。県内でも当市は活動が活発で前向きであると評価を得ている。
2. 市の	関与の妥	当性(なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
O }	去令などに	より市による実施が義務付けられている
民一	キ合か どに	よる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困
		、市による実施が妥当
	王間でもサ	·一ビス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
ਜ਼		ているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
_		達成しているので、市の関与を廃止が妥当
0 9	761- H F 7 C	ZAGO CC BO CC ITO IN A CONTRACTOR OF THE CONTRAC
根拠法。	令等を記入	
3 目的	見直しの	余地(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)
о. да:	元直しい	現在は、サービス事業所への派遣のみを行っているので、今後は在宅でヘルパー等を利用している方等への派
	-73	遣を実施して、在宅サービスについての相談も受け付けていきたい。
あり	が明	
	9	
1 + **	± 141- 20 ±1	i dur l
	物性の評	
4. 成果	や同上の余	地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか) 介護相談員の資質向上のために、学習会等開催を行う。
		7. 設化談員の負責円工のために、子首会寺開催を行う。
あり	設	
-	明	
5. 連携	害すること	で、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)
		サービス事業者振興事業
+1	. 彰	サービス事業者へ相談員の聞き取った利用者の不満や疑問に思っていることなどを伝えることにより、サービ スの質の向上につなげる。
あり	り	
【効率	性の評価	i)
6. 事業	費の削減の	り余地(仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
		介護相談員には、月額1万円のボランティア的な報酬でお願いしているので、これ以上の人件費の削減はでき
	部	ないと考える。
なり	L B	
7. 人	件費の削減	
1. 人	11 PK 42 H1/6	必要最小限の人員・経費で行っており、今後訪問する事業所を増やす方向で検討しているので、これ以上の削
		減はできない。
なり	む。	
	19	
I or and to	La ari fee V	
	生の評価	
8. 受益	E機会の適	正化の余地(受益の機会が偏っていて不公平でないか)
		介護相談員派遣事業は受益者負担になじまない。
なり	部	
	明	
9. 受益	者負担の	適正化の余地(県内他市と比較し、適正な水準か)
		介護相談員派遣事業は受益者負担になじまない。
777.1	5 影	
平均	9	

*	評価結果の総括と	☆後の方向性	
	評価結果の総括	(A 1917)	
,,_	① 目的妥当性	○ 適切 ● 目的廃止又は再設定の余地あり	
	② 有効性	○ 適切● 成果向上の余地あり	
	③ 効率性	■ 適切○ コスト削減の余地あり	
	④ 公平性	● 適切 ○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2			
(2		(又は計画どおり)継続実施 年度	
		〇 廃止 〇 休止	
		業と統合又は連携	
	■ 目的見直し		
	● 事務事業の	らり方改善	
	U 1 227 1 242		
★改	革・改善案(いつ、	どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
	特になり		コストの方向性
	次年度		
	(平成24 年度)		維持
	年及)		42.73
実			
実施予			
定時			成果の方向性
時期			
791	1. = 160		
	中·長期 的		
	(3~5 住宅に	ヘルパー等を利用している人まで対象を拡大する。	向上
	年間)		1.7-
	平间)		
	十间)		
	平间/		
	十- 月		

★一次評価 (課長総括評価)	
ただし、サービス事業者振興事業との連携については、早急に実施すること。	二次評価の要否
また、在宅サービスについての相談は、コスト増のない範囲で検討されたい。	
	不要
A read at the Color Mathematic A about their	
★二次評価(経営戦略会議評価)	

事業コード

52330024

【1枚目】

006050102

	事務事業名 介護給付費精算事業	部 名 等 民生部	政策の柱基3 健や	かで笑顔あ	ふれるまちづくり		会計 介護保険事業特別会計 (介護保険事業勘定) 款 5. 諸支出金 項 1. 償還金及び還付加算金			
	予 算 書 の 事 業 名 1. 国県支出金等返納金、1. 他会計繰出金、1. 元金、1. 介護給付費準備基金積立金、1. 介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金	課 名 等 社会福祉課	政 策 名 2 健康で	安心して暮	らせる社会の構築					
	事業期間 開始年度 平成12年度 終了年度 当面継続 業務分類 6. ソフト事業	係 名 等 介護保険係	施 策 名 3.豊かな	長寿社会の	実現					
	実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名 鈴木 章好	区 分なし				目 2. 国県支出	台金等返還金		
		電話番号 0765-23-114	基本事業名 介護保険サ	ービスの充	実		<u>'</u>			
•	事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など)				実	緖		計画・目標		
	護給付費等の費用は、50%が公費負担となっており、国が25%(施設等給付費15%)、県12.5%(施設等 ・県の負担金は、前年度実績を踏まえ、当該年度分は概算で交付され、給付費確定後に次年度予算にて精		となっている。	単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
対 象		① 要介護 対 ⇒ 対 ② 標 □ 3	認定者		2, 141	2, 276	2, 342	2, 487	2, 61	
=	< 平成23年度の主な活動内容 > 給付費の確定に伴い国・県交付金及び積立金を精算する。 貸付金の償還。	① 返納金 活¦	·	千円	24, 584	12, 048		0		
B	* 平成24年度の変更点 介護従事者処遇改善臨時特例基金積立事業は平成23年度で終了・精算し、残が生じた場合は24年度で国に	返納する。 標	定化基金償還金 付費準備基金積立金	千円	13, 900 	13, 900 		0		
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 必要とするサービスを受けることができる。	① 給付費 成 = # ② # 3	/年 	千円	3, 783, 132	3, 947, 450	4, 155, 538	4, 300, 590	4, 496, 29	
その結果	<施策の目指すすがた>)介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。		見段階で取得できていない場合、そ	の取得方法	を記入					
	この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)	コナ」 パトト - 同 パロFay / 世記が	財 (1)国・県支出金	(千円)	0		ŭ	0		
経平	-成12年、介後保険制度の導入に際し、介護保険の費用負担割合が定められた。平成18年度には負担割合の。 给付費15%)、県12.5%(・施設等給付費17.5%)、市町村12.5%となった。 -成20年、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難である現状を改善し、質の高いサービスを安定的に ・ 酬を3%アップし、介護従事者の処遇改善を図る。		源 (2)地方債 内 (3)その他(使用料・手数料等) (4)一般財源	(千円) (千円) (千円)	0 65, 975 0	0 30, 777 0	26, 502	0 0 0		
L			A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	65, 975	30, 777	26, 502	0		
	v <mark>開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情</mark> ・一ビス利用者は制度創設当初と比べ2倍になっている。それに伴い、給付費も増大しており、国・県・市I		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	2	2	2		
19	一にヘ州川省は明は原政当物と比べる后になりている。てれに計い、和川具も増入しており、国・宗・叩げ	ŋT]の具担も培んしいる。	②事務事業の年間所要時間 B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(時間)	100 421	160 673		160 673	16 67	
			B. 八件質(②×八件質単価/干円) 事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	66, 396	31, 450		673	67	
			(参考) 人件費単価	(円@時間)	4, 205	4, 205	=1,111	4, 205	4, 20	
•	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)			(把握してい		ていない理由の記え	· · · · · ·	, = = =		
	険料が高い。(市民、議会) 護従事者の賃金を上げて欲しい。(サービス従事者、議会)		● 把握している → 全	≧ての市町村	が給付の確定に伴	い、国・県交付金、	. 積立金の精算を行	っている。		

部・課・係名等 コード1

02020300

政策体系上の位置付け

コード2

523003

予算科目

二次評価の要否

1 H H J M H I	25.5 H Det 7								
1. 施策への	直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)	★ 評価結果の	総括と今後の方向	性					
■ 直結度力	大 ・ 大護給付費は、公費50%、保険料50%で賄われており、国・県からの交付金等は重要な財源である。給付 ・ 説 費を確定させ、国・県交付金等の額を確定することは、必要とするサービスを確保する上で需要であり、	(1) 評価結果	との総括						
大 ○ 直結度□	現 賃を確定させ、国・宗文的立寺の領を確定することは、必安とするサービスを確保することに結びつく。 明 施策の目指す姿「介護保険事業が健全に運営され、充実したサービスが提供される。」ことに結びつく。	 目的妥当 	当性 ● 適切	刃 ○ 目的廃止	又は再設定の余地を	o b			
○ 直結度/		② 有効性	■ 適!	刃 ○ 成果向上の	の余地あり				
2. 市の関与の	妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	③ 効率性	■ 適り	刃 ○ コスト削液	減の余地あり				
● 法令なる	どにより市による実施が義務付けられている	④ 公平性	● 適 ¹	刃 ○ 受益者負担	担の適正化の余地あ	n			
法へ法令なる	どによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困とめ、市による実施が妥当	(2) 今後の事	務事業の方向性						
令 難)なが	ため、市による実施が妥当	● 現状	のまま(又は計画	jどおり) 継続実施		年度			
義 ○ 民間です	もサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当	終了	○ 廃止	〇 休止					
務 ○ 市が実施	をしているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当	○ 他の)事務事業と統合又	は連携	<u>'</u>				
	りを達成しているので、市の関与を廃止が妥当	○ 目的	月直し						
根拠法令等を記	↑	○ 事務	事業のやり方改善						
3. 目的見直し	の余地(【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)								
	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。			な改革・改善を、どうV				コストと	ヒ成果の方向性
なし	説		財政安定化基金償	還、介護従事者処遇改	善臨時特例基金事業	業は平成23年度で	で終了する。	コス	トの方向性
74.0	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
【有効性の	評価】	次年度 (平成24							
4. 成果向上の	会地(成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	年度)							維持
	成果向上の余地なし。								
なし	説	海 施 予							
74.0	III III	予							
		定時	財政安定化基金より	貸付を新たに受ける場合	合は償還が発生する。			成身	果の方向性
5. 連携するこ	とで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	期							
	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。	中・長期							
なし	説	的							
740	<mark>明</mark>	(3~5 年間)							維持
		平间)							
【効率性の評	平価】								
6. 事業費の削	減の余地(仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)								
	給付費の確定に伴う精算手続きであり、事業費の削減の余地なし。								
なし	説								
		★一次評価 (課							
		一般的に年間	事務所要時間が10	10時間を越えるものは記	評価することが目安	とされている。 南当か東敦東業1	しかし、本事務事業の に統合(吸収)すべき。	成果を市民目	二次評価の要
7. 人件費の	削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	がくったにこと	、計画を含めて	のしかに ノル 地向での	O	ピコ゚ゟヂ仂尹禾	~п». □ (%X1X/ У ` ` ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° °		一八川川ツ女
	必要最小限の人件費を充てているため適切								
なし	説								
5.5	<mark>明</mark>								不要
【公平性の評価									
8. 受益機会の	適正化の余地(受益の機会が偏っていて不公平でないか)								
	サービス利用者は介護サービス利用料金の1割を負担することと定められている。(介護保険法)	★二次評価(経	営戦略会議評価)						
なし	説								
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1							
		1							
9. 受益者負担	1の適正化の余地(県内他市と比較し、適正な水準か)								
	サービス利用者は1割負担と定められている。	1							
平均	<mark>説</mark>	1							
1-2-3		1							